

高松市美しいまちづくり条例（平成 21 年高松市条例第 61 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 美しいまちづくりに関する基本的施策（第 6 条—第 10 条）

第 3 章 美しいまちづくり活動に対する支援等（第 11 条・第 12 条）

第 4 章 美しいまちづくり審議会（第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

私たちのまち高松は、ため池の点在する讃岐平野のほぼ中央に位置し、北は多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、南は穏やかなこう配をたどりながら讃岐山脈の懐に至り、島なみ、にぎわいのある街、のどかな田園、里山、これらに培われてきた歴史・文化などが調和した、多様で個性的な魅力あるまちである。

この高松をさらに魅力あるまちにし、次代に引き継ぐためには、人々が自ら考え協働して、良好な景観を保全し、形成し、創出するとともに、まちの環境美化に取り組むことによって、美しいまちづくりを推進することが重要である。

ここに、私たちのまち高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちにし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、美しいまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しいまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な実施を図り、もってさらに魅力ある美しいまちづくりを進めることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 美しいまちづくりは、良好な景観が市民にとって貴重な財産であるとの認識の下に、現在及び将来の世代にわたってその恵みを享受できるよう、

その保全を図るものでなければならない。

- 2 美しいまちづくりは、良好な景観が恵まれた自然と風土に培われた歴史、文化等と密接に関連して形成されるとの認識の下に、それぞれの地域の個性及び特色を生かし育てることにより、多様な景観形成を図るものでなければならない。
- 3 美しいまちづくりは、現にある良好な景観を保全することのみならず、将来に向けて良好な景観の創出を図るものでなければならない。
- 4 美しいまちづくりは、清潔で快適な都市環境の保全及び創造により形成されるとの認識の下に、環境美化の推進を図るものでなければならない。
- 5 美しいまちづくりは、市、市民及び事業者が適切な役割分担の下に、協働して行われるものでなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、美しいまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるために、啓発及び知識の普及等に努めるものとする。
- 3 市は、美しいまちづくりに関する施策に、市民及び事業者と協働して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する理解を深め、美しいまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 市民は、美しいまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、美しいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、美しいまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

第2章 美しいまちづくりに関する基本的施策

(美しいまちづくり基本計画)

第6条 市長は、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、美しいまちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）美しいまちづくりの目標に関する事項

（2）美しいまちづくりを推進するための施策に関する基本的な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第13条に定める高松市美しいまちづくり審議会に諮問しなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（先導的役割等）

第8条 市は、公共施設の整備等を行うに当たっては、美しいまちづくりに先導的役割を果たすよう努めなければならない。

2 市長は、美しいまちづくりの推進のため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、協力を要請するものとする。

（美しいまちづくりの活動を行う団体等との連携協力）

第9条 市長は、美しいまちづくりの推進に当たっては、美しいまちづくりの活動を行う団体又は個人の役割が重要であるとの認識の下に、これらの団体及び個人との連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

（諸制度の活用）

第10条 市長、市民及び事業者は、美しいまちづくりを推進するため、景観法（平成16年法律第110号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、屋外広告物法（昭和24

年法律第189号)、都市緑地法(昭和48年法律第72号)等に基づく諸制度の活用を図るよう努めるものとする。

第3章 美しいまちづくり活動に対する支援等

(助成等)

第11条 市長は、美しいまちづくりに著しく寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、技術的な援助を行い、又は助成することができる。

(表彰)

第12条 市長は、美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体を表彰することができる。

第4章 美しいまちづくり審議会

(審議会の設置)

第13条 美しいまちづくりを効率的かつ計画的に推進するため、高松市美しいまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属することとされた事項を行うほか、市長の諮問に応じ、美しいまちづくりに関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び次項の規定は、

規則で定める日から施行する。（平成 22 年高松市規則第 11 号により、同年 3 月 24 日から施行）

（高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年高松市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高松市都市景観条例の一部改正）

- 3 高松市都市景観条例（平成 5 年高松市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高松市都市景観条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 6 条の規定により基本計画が定められるまでの間は、この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の高松市都市景観条例第 7 条の規定により定められている都市景観基本計画は、なおその効力を有するものとする。この場合においては、同条第 4 項において準用する同条第 2 項及び第 3 項の規定は、なお効力を有するものとし、同条例第 9 条第 3 項の規定の適用については、同項中「高松市美しいまちづくり条例第 6 条第 1 項に規定する美しいまちづくり基本計画」とあるのは、「都市景観基本計画」とする。

高松市美しいまちづくり審議会規則（平成 21 年高松市規則第 67 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高松市美しいまちづくり条例（平成 21 年高松市条例第 61 号）第 13 条第 5 項の規定に基づき、高松市美しいまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 美しいまちづくりに関する活動を行う団体の代表者
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会長）

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、都市整備局都市計画課において行う。

（委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、高松市美しいまちづくり条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。（平成22年高松市規則第11号により、平成22年3月24日から施行）

資料 3

高松市美しいまちづくり審議会委員名簿

(平成30年8月1日現在)

委員区分	氏名	現職名等
学識経験者	井上 雅子	インテリアデザイナー
	杉本 三枝	一般社団法人香川県建築士会副会長
	増田 拓朗	香川大学名誉教授
	松島 学	香川大学工学部教授
	渡辺 裕之	香川県技術士会会員
美しいまちづくりに関する活動を行う団体の代表者	勝浦 敬子	NPOグリーンコンシューマー高松代表理事
	坂本 信孝	高松市コミュニティ協議会連合会副会長
	橋田 行子	高松市消費者団体連絡協議会会長
	谷 正子	高松市PTA連絡協議会相談役
	奈良 茂子	高松商工会議所女性会副会長
関係行政機関の職員	稲村 行彦	国土交通省四国地方整備局建政部長
	葛西 剛	香川県土木部長
市長が必要と認める者	原内 純治	公募委員
	福井 佳子	公募委員
	藤田 壽子	公募委員

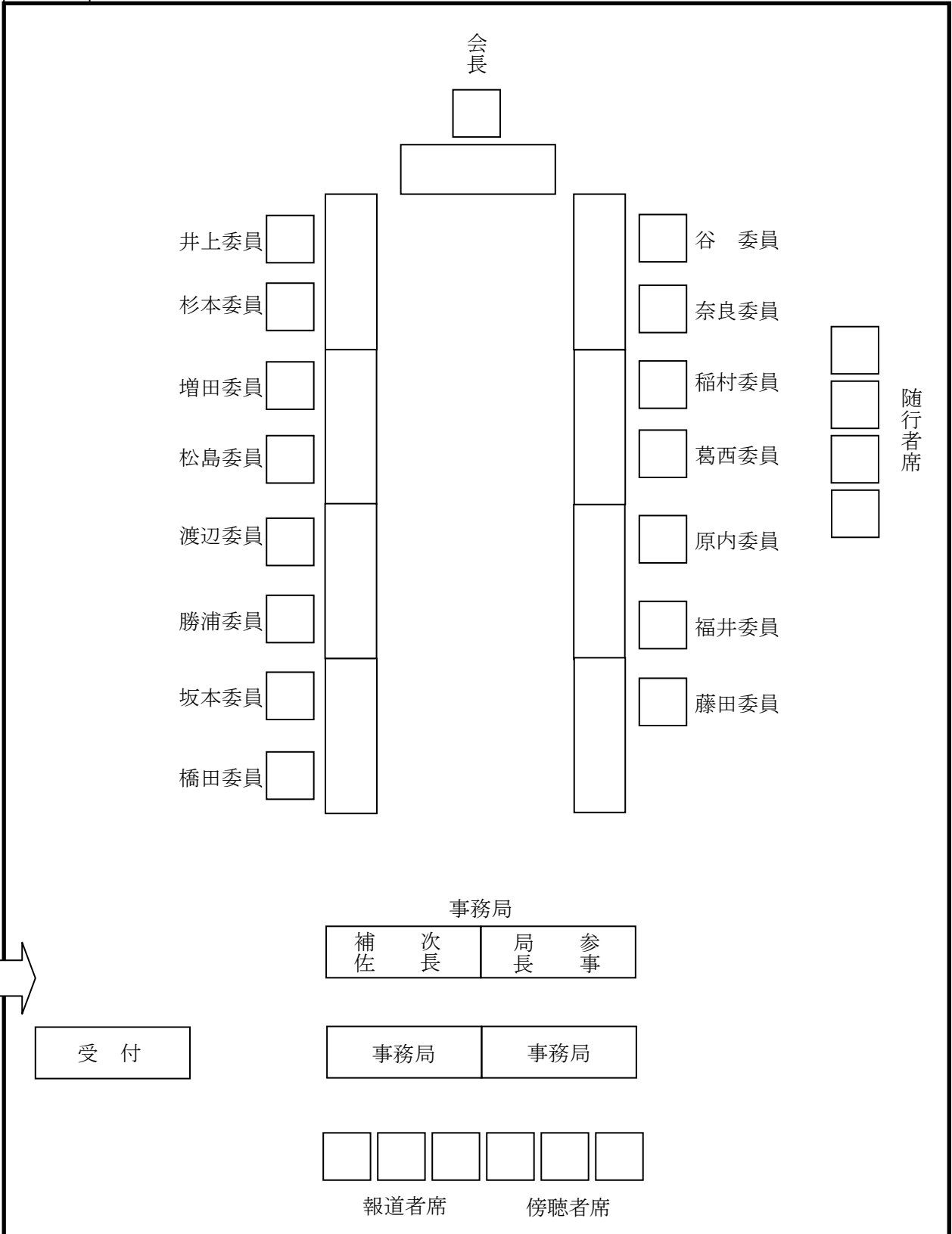
(50音順、敬称略)

■平成30年度 第2回高松市美しいまちづくり審議会 座席表■

開催日時：平成30年8月22日（水）午前10時

開催場所：高松市防災合同庁舎 3階 301会議室

西



会長

井上委員

杉本委員

増田委員

松島委員

渡辺委員

勝浦委員

坂本委員

橋田委員

谷委員

奈良委員

稲村委員

葛西委員

原内委員

福井委員

藤田委員

随行者席

事務局

補佐

次長

局長

参事

受付

事務局

事務局

報道者席

傍聴者席

平成31年度高松市美しいまちづくり賞募集・選考要領の見直しについて

見直し素案（第1回審議会）	審議委員からの意見	論点	見直しの方向性（案）
<p>応募区分</p> <p>【趣旨】 応募件数に対する選考件数の偏りの是正と部門内での柔軟な選考を可能とするため、広告物部門を建築物・工作物部門に統合（活動部門に変更なし）</p>	<p>①建築物、工作物、広告物を各部門に区分し、一つの建物でも複数の応募を可能とすることで、応募し易くなる。</p> <p>②部門は分けずに建築物や外構など敷地全体で評価すべきである。</p> <p>③単体で良いと思える広告物と建物との一体感で良いと思える広告物があるので、応募作品を部門にとらわれずフレキシブルに選考できないか。</p> <p>④美しいまちづくりの活動部門に、重きを置いた賞であるべきではないか。</p> <p>⑤仏生山歴史街道景観重点地区内で、賞を受賞した建物が点在しているが、こうした地区を美しいまちとして賞に加えられるか。</p> <p>⑥応募対象者が賞を受賞するために努力したくなるような区分、例えば、建築物の良好な管理を、この賞でどのように捉えるべきか。</p>	<p>・応募区分を統合する事務局案に対して、応募者側と審査側の視点で、区分の設定に関し意見が分かれた。</p> <p>・部門を統合して、応募作品を各区分（建築、工作物、広告物）でフレキシブルに選考することとするか。</p> <p>・活動部門に重きを置くか。</p> <p>・仏生山歴史街道など地区全体を評価する賞を増設するか。</p> <p>・建築物の管理方法を評価のポイントとして加えるか。</p>	<p>➢ 部門を、募集段階から、「建築物・工作物・広告物部門」と「活動部門」の2部門とする。 ➔ 募集要領①</p> <p>➢ 「建築物・工作物・広告物部門」については、部門内に建築物、工作物、広告物の区分を設け、複数の区分に応募できるよう見直す。 ➔ 募集要領② 応募用紙①</p> <p>【考え方】 前回の部門別の偏りが是正され、区分限定の評価からフレキシブルな評価が可能となる。 ➔ 選考要領①</p> <p>➢ 表彰の重点は、これまでどおり建築物等とし、活動部門については、次回の入選数を前回と同程度とする。 【考え方】 過去2回の活動に関する応募状況が、応募総数に対して低い比率に留まっているため。（23年度 24%（8件/33件）、27年度 18%（6件/33件）） ➔ 選考要領②</p> <p>➢ 地区全体の評価を加えることについては、今後の研究課題とし、今後の募集では加えない。 【考え方】 24年3月に策定した景観計画において、仏生山歴史街道などを「景観形成重点地区」に指定し、地域特性を生かした具体的な誘導基準により、町並みにふさわしい建築等の誘導に取り組んでいる。この成果は、建物所有者各個人の取組結果の集合体として現れるものであることから、地区全体への波及状況を見極めながら研究してまいりたい。</p> <p>➢ 建築物等の良好な管理については、項目を立ててまでの評価のポイントとはしないが、現地審査に当たり留意すべき事項とする。 【考え方】 良好な管理については、管理方法等の詳細記載など応募書類の作成等に係る応募者の負担を考慮し、項目立ててまでの評価のポイントとはしない。</p>
<p>応募制限年数</p> <p>【趣旨】 育樹期間を考慮し、建築物・工作物の応募期間を4年から8年へ延長（活動部門は2年以上で変更なし）</p>	<p>⑦維持管理が行き届いている古い伝統的な建物も、景観的にすばらしいが、応募制限年数に幅を持たせられないか。</p> <p>⑧制限年数の延長に関係なく、新築、増改築した建物を賞の対象として考えるべきである。</p> <p>⑨景観を構成する樹木の育樹期間を考慮すると延長は妥当である。</p>	<p>・新築・増改築だけでなく、伝統的な古い建物も応募対象とすべきか。</p> <p>・応募制限年数の延長は妥当であるか。</p>	<p>➢ 本表彰制度においては、新築、増改築した建物を対象としており、伝統的な古い建物については、文化財保護制度の中で対応されるべきものと整理している。 【考え方】 古い建物のリノベーション（増改築等）や町屋の再生は、対象となる。</p> <p>➢ 応募制限年数を延長し4年から8年に見直す。 【考え方】 育樹期間を考慮した制限年数を延長することにより、建物と緑が調和した優良な建築物等の応募が期待できるとともに、制限年数延長に伴う対象件数の増加が見込める。なお、受賞作品を除き、過去に応募した作品の再応募も可能とする要領へと見直すこととする。 ➔ 募集要領③ 選考要領③</p>

見直し素案（第1回審議会）	審議委員からの意見	論 点	見直しの方向性（案）
<p>周知方法</p> <p>【趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季を反映した応募資料（写真等）の作成など十分な準備期間を確保するため、事前周知を約1年間行った上で、募集期間を1か月半から2か月に延長 ・市報に3回に渡って掲載し、市民等に幅広く周知 ・ホームページへの掲載 ・関係団体にチラシの配布等により、協力依頼 	<p>⑩関係すると思われる団体をピックアップし、それら団体から必ず一つは応募してもらえるような仕組みづくりが必要である。（複数の意見あり）</p> <p>⑪農協関係者に活動に関する賞を周知することによって、休耕田等でコスモスなどを栽培している方々から多数の応募があるのではないかと。</p> <p>⑫桜並木を管理している地区などもあるが、それらの団体にコミュニティ協議会を通じて、応募を働きかけることも必要ではないかと。</p> <p>⑬こども会とコミュニティが協働して、花いっぱい運動、公園の愛護などの取り組みを継続している地区もある。こういった活動が対象になるのか、各団体に具体的にPR出来れば幅広く応募が来るのではないかと。</p> <p>⑭誰かしらの声が自然と住民に届き、自らが応募しようと思えるような周知方法の検討が必要である。</p> <p>⑮一般市民が自己所有でない建物を応募できる仕組みがあれば、応募が多数寄せられるのではないかと。</p> <p>⑯建物の所有者に直接、説明して応募を促すのも一つの方法である。</p> <p>⑰要綱・要領から表彰の対象や範囲が分かりづらい。要領に過去の作品を例示に加えるとか、ホームページに作品集をアップするといった工夫も必要である。 再掲（⑪休耕田等でコスモス栽培、⑫桜並木の管理、⑬花いっぱい運動、公園の愛護 など）</p> <p>⑱募集に合わせて景観計画の理念を紹介するなど、市の取り組みに対する市民意識を高揚させるような効果を狙った周知方法を検討できないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体への周知方法や働きかけ（応募要請）を強化すべきではないか。 ・地域活動に精通した団体に対して周知すべきではないか。（活動部門の対象範囲の明確化が必要） ・市民自らが応募したくなる周知方法を検討すべき。 ・良好な物件の所有者に直接、働きかけることも必要ではないか。 ・明瞭な応募要領へと改善すべきである。 ・市民意識を高揚させるような効果を狙った周知方法も必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係団体に対して、市報発行予定月に合わせて周知するなど、情報提供の機会を多く確保する。 【考え方】 関係団体への協力依頼を、広報掲載時期（10月、4月、8月）に合わせて、計3回、情報提供を行うとともに、会員等に積極的な応募を働き掛けていただくことにより、潜在的な応募者の掘り起しを図る。 ➢ コミュニティ協議会や農協等の団体に周知範囲の拡大を図る。 ➢ 市民に直接的な働きかけは困難であるが、そのツールとして市報及びホームページを活用し、幅広く周知に努める。 【考え方】 市報やホームページの媒体を活用した周知に加え、地域活動（まちづくり）の担い手でもあるコミュニティ協議会などの団体等に対しても、積極的に応募を呼びかけることにより、活動に関する応募の増加を期待する。 ➔ 募集要領④ ➢ 具体例を記載するなど、分かり易い要領に改正する。 【考え方】 どういったものが賞の対象となるのか等、応募する側の視点に立って、過去の表彰事例を例示するなど、分かり易く、また伝わりやすい要領へと改善を図る。 活動部門については、樹木の管理や公園の除草・清掃等、美しいまちづくりに求められる地域主体の環境美化活動などが広く対象となるが、過去の受賞事例にあるように、耕作放棄地で花栽培するなど、手が増えられた特色のある活動を募集要領に例示したい。 ➔ 募集要領⑤ ➢ 上記の周知に合わせて、賞の趣旨や美しいまちづくりの基本理念、それに関連した各種施策の取り組みを紹介するなど、市民や事業者等の意識高揚に努める。
<p>その他</p>	<p>⑲表彰された建物に受賞の銘板がない。受賞後も市民から見て賞賛できる形で表彰できないものか。</p> <p>⑳公の施設の自薦は好ましくない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受賞作品の見える化について ・公の施設の応募は制限すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 副賞（銘板の復活等）については、今後、検討のうえ、決定してまいりたい。 【考え方】 前回は、活動部門と副賞を統一し、一律にクリスタル製の楯を贈呈した経緯があることから、こういった商品を副賞とするかについては、メリット・デメリットを整理したうえで、次回の審議会で報告したい。 ➢ 本市が施行したものの自薦は不可とする。ただし、設計者及び施工者の自薦は可能とする。 【考え方】 公の施設は先進的なデザインを取り入れ、まちのシンボルとなるような魅力を発信しているものや、設計段階から地域住民と協議し、地域特性（歴史、文化、自然）を読み解き、周辺のまちなみと調和し、地域の景観を引き立たせるほか、地域住民の暮らしにとっても重要な役割を担っていることから、本市の自薦は不可とするが、設計者及び施工者の自薦は可能とし、引き続き、賞の対象とする。

高松市美しいまちづくり賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市美しいまちづくり条例（平成21年高松市条例第61号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、美しいまちづくりに著しく寄与している建築物、工作物若しくは広告物（以下「建築物等」という。）の所有者、設計者若しくは施工者（以下「所有者等」という。）又は美しいまちづくりに特に顕著な功績のあった個人若しくは団体（以下「個人等」という。）に対して行う美しいまちづくり賞の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) まちの景観づくり及び新しい都市景観の創造に貢献している建築物等
- (2) 伝統的なまちなみ景観及び自然景観の保全に貢献するとともにそれらと調和している建築物等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、優れた都市景観の形成に貢献している建築物等
- (4) 美しいまちづくりに関する活動を行い、又は参画することにより美しいまちづくりに関する市民の意識の高揚に寄与した個人等
- (5) 地域の特性に十分配慮して、まちなみの整備又は当該整備に係る計画若しくは設計を行った個人等
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等の策定等に主体的に参加した個人等
- (7) 2年以上継続して、地域の個性豊かな美しいまちづくり又は自然の景観を保全する活動を行っている個人等
- (8) 第4号から第7号までに掲げるもののほか、これらに準ずると認められる活動を行った個人等

2 前項第1号から第3号までに掲げる建築物等に係る表彰の受賞者は、当該建築物等の所有者等とする。

(選考)

第3条 市長は、美しいまちづくり賞として、建築物等の所有者等若しくは個人等から応募のあったもの又は市民から推薦のあったものの中から、条例第13条に規定する高松市美しいまちづくり審議会の審査に基づき、選考するものとする。

2 前項に規定する応募又は推薦の対象となる建築物等及び個人等に関する要件（前条第1項各号に掲げる要件を除く。）、応募期間等は、その都度市長が別に定める。

（表彰の方法）

第4条 市長は、前条第1項の規定により選考された建築物等の所有者等又は個人等に対して、表彰状及び副賞を授与するものとする。ただし、被表彰者が本市である場合は、この限りでない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

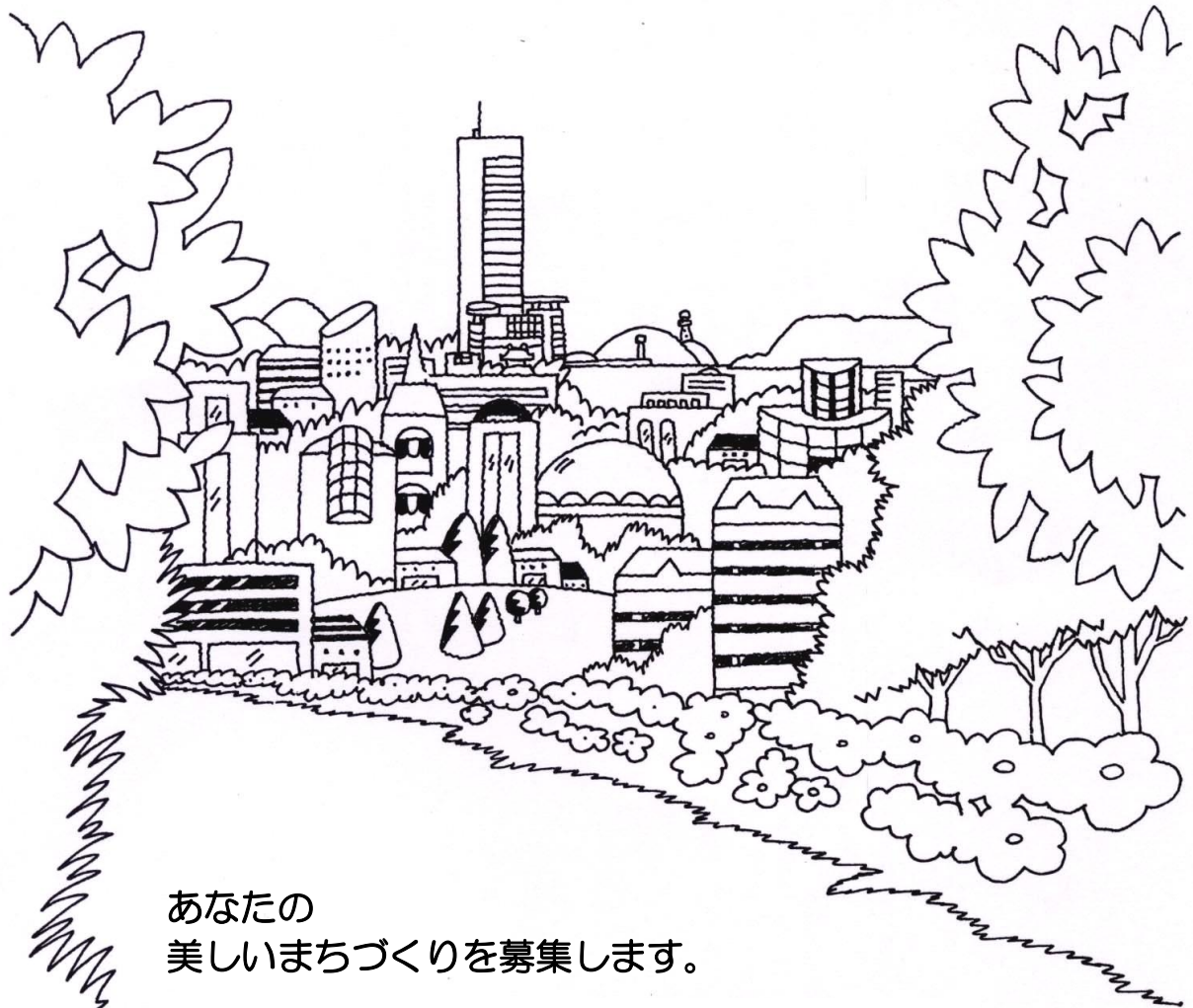
（施行期日）

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

（高松市都市景観賞表彰要綱の廃止）

2 高松市都市景観賞表彰要綱（平成6年7月15日施行）は廃止する。

平成31年度
高松市美しいまちづくり賞
募集要領 (案)



あなたの
美しいまちづくりを募集します。

★ 応募先・問い合わせ先 ★

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 都市整備局 都市計画課 景観係

TEL 087-839-2455

Eメールアドレス

toshikei@city.takamatsu.lg.jp

ホームページアドレス

※入力予定

表彰者の範囲（高松市美しいまちづくり条例第12条の規定による。）

- 1 美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる市内に存する建築物、工作物又は広告物の所有者、設計者又は施工者
- 2 美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体

対 象

1 **建築物・工作物・広告物部門** ← 募集要領①

高松市内にある平成23年4月1日以降に新築、増築、改築又は改装した建築物又は工作物若しくは表示、設置した広告物で、次のいずれかの条件を満たすもの。 ← 募集要領③

- まちの景観づくり及び新しい都市景観の創造に貢献していること。
- 伝統的なまちなみ景観及び自然景観の保全に貢献するとともに、それらと調和していること。
- その他、優れた都市景観の形成に貢献していること。

(例) 周囲の景観に配慮した新築・増改築、優れたデザインや色彩、周囲に調和する外構、建築物・構造物と調和した庭園、低彩度の屋外広告物・サインなど（裏表紙：過去の受賞作品載）

2 **活動部門** ← 募集要領①

↑ 募集要領⑤

平成27年4月1日以降において、美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体で、次のいずれかの条件を満たすもの。

- 美しいまちづくりに関する活動を行い、又は参画することにより美しいまちづくりに関する市民の意識の高揚に寄与していること。
- 地域の特性に十分に配慮して、まちなみの整備若しくは当該整備に係る計画又は設計を行っていること。
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等の策定等に主体的に参加していること。
- 2年以上継続して、地域の個性豊かな美しいまちづくり又は自然景観を保全する活動を行っていること。
- その他、これらに準ずると認められる活動を行っていること。

(例) 地域の景観に関する情報発信や意識啓発などの活動、花などの栽培による遊休農地の活用、地域協力による環境美化・環境整備等の景観形成の取り組みなど（裏表紙：過去の受賞作品掲載）

応募期間

↑ 募集要領⑤

平成31年8月1日（木）～9月30日（月）当日消印有効

（持参の場合は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）



応募資格等

- 一人何点でも応募できます。
- 既に美しいまちづくり賞又は都市景観賞を受賞した作品（活動含む）を除き、過去に応募した作品（活動含む）についての再度の応募も可能です。 ← 募集要領③
- 自薦他薦は問いません。※他薦の場合は、関係者等の承諾を得ることとします。

応募(推薦)方法

所定の応募用紙(建築物等・活動等に関するもの)に必要な事項を記入の上、対象物件の写真又は活動状況がわかる写真を添付し、都市計画課(本庁9階)に持参、郵送又はEメールにて提出してください。

※同一の建築物又は建築敷地内にある作品であっても、複数の区分(建築物・工作物・広告物)に分けて応募できますので、その場合は、応募用紙の区分欄に複数チェックを入れて応募してください。

- 応募用紙  募集要領②
都市計画課・各地域コミュニティセンターに配備しております。その他、高松市ホームページからもダウンロードできます。(ホームページアドレス ※入力予定)  募集要領④

- 提出先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号 高松市 都市整備局 都市計画課

- Eメール toshikei@city.takamatsu.lg.jp

選考・発表

高松市美しいまちづくり審議会で審査の上、数点選考します。

選考結果は、ホームページなどで公表するほか、報道機関に発表する予定です。

表彰

受賞した作品・活動等については、建築物等の所有者、設計者又は施工者若しくは活動等の個人又は団体に表彰状及び副賞(副賞については、受賞した作品・活動等1件につき1点)を授与します。

なお、表彰式は平成32年1月頃に行う予定です。

注意事項

応募者は応募していただいた時点で、本要領に記載されている諸条件に全て同意したものとみなしますので、あらかじめ御了承ください。

- 本賞の審査結果に対するお問い合わせには一切応じません。
- 応募に伴い発生する費用は全て応募者の負担となります。
- 本要領に明記されていない事項につきましては、主催者が最終的な決定権を持つものとします。
- 入賞作品の写真の使用権は主催者に帰属するものとし、審査結果の公表、広報やPR等を目的としたポスター、パンフレット等の印刷物やウェブサイトへの掲載、写真展における展示などに無償で使用させていただく場合があります。この場合において、主催者は、入賞作品の写真の一部を改変(一部の切除、色合い等の変更)することがあり、入賞者は著作者人格権に基づく権利の主張を一切行わないものとします。
- 応募資料や写真は返却いたしません。
- 作品の応募状況や審査上の理由により、入賞作品数を変更する場合があります。

個人情報の取り扱い

応募時に記載していただく個人情報については、受賞の通知その他本賞の運営に関わる作業以外に使用しないものとします。ただし、受賞作品の発表及び注意事項の規定に基づく使用の際に、作品のタイトル、氏名(個人名、法人名、団体名等)、住所(市町村名及び町名)を明示する場合があります。

～主な過去の受賞作品～

	<p>平成23年度 建築物等に関する受賞作品</p> <p>【仏生山歴史街道 高尾邸】</p> <p>仏生山歴史街道の街並みに合った改修を行い、歴史的な街並み保全に有意義な建築物となっている。</p>
	<p>平成23年度 建築物等に関する受賞作品</p> <p>【甘味茶寮ほとり・ギャラリーほとり】</p> <p>国の特別名勝栗林公園の北門に面し、周辺環境の美化や公園との調和および来園者に違和感のない店づくりを意識し、特に外観は和を基調とした四季の風情を感じさせる小庭を配した建築物となっている。</p>
	<p>平成27年度 建築物等に関する受賞作品</p> <p>【丸亀町グリーン】</p> <p>ホテル、住宅を併設した複合商業施設である。壁面後退やアーケードの柱の撤去、シャッターの禁止等により、中心市街地として調和のとれた街並みを形成するとともに、十分な歩行者空間を確保した建造物である。</p>
	<p>平成27年度 建築物等に関する受賞作品</p> <p>【株式会社 レクザム】</p> <p>地域の景観特性を踏まえ、デザインをシンプルな企業ロゴのみとすることにより、すっきりとした印象を与えている。また、一定時間、可動式のキャラクターが顔を出すユニークな造りとしており、市街地に賑わいを創出している。</p>
	<p>平成23年度 活動に関する受賞作品</p> <p>【ゆめ 花 未来ロード ～春日川と仲良く】</p> <p>校区住民が美しい花を植え憩いの空間となるような場所をつくろうと活動が始まり、季節に応じて楽しめるよう草花の種をまき育てるなど、美しい景観づくりを目指す活動となっている。</p>
	<p>平成23年度 活動に関する受賞作品</p> <p>【小山池公園管理組合】</p> <p>県外客を快く迎えるために地域の環境美化に積極的に取り組み、地域内の小山池の堤防裏法面に「ヨウコソタカマツ」と霧島ツツジの植栽で文字表現するなど、景観保全に努める活動である。</p>
	<p>平成27年度 活動に関する受賞作品</p> <p>【赤い花のソバの郷-塩江】</p> <p>耕作放棄地の畑や休耕田を利用し、地域と協力して「赤い花の咲くソバの郷-塩江」として美しい赤い花のソバでいっぱいにするべく2012年夏から続けられている活動である。</p>
	<p>平成27年度 活動に関する受賞作品</p> <p>【公城の里活動組織】</p> <p>東植田地区において、過疎化や後継者不足で荒れた田畑を利用し、ボランティアで、れんげ、ひまわり、彼岸花、コスモス等、四季を通じて花を栽培する活動である。季節の花が咲く頃は多くの見学者が訪れ、美しい風景をカメラに収めている。</p>

平成31年度『高松市美しいまちづくり賞』応募用紙

【建築物・工作物・広告物部門】

応募作品について	応募区分	<input type="checkbox"/> 建築物 • <input type="checkbox"/> 工作物 • <input type="checkbox"/> 広告物 <small>※同一の建築物又は建築敷地内にある作品であっても、複数の区分に分けて応募できますので、その場合は、上記区分欄に複数チェックを入れて応募してください。← 応募用紙①</small>		
	名称			
	所在地	高松市		
	所有者		設計者	
	施工者		作品の用途	
	※敷地面積	m ²	※建築面積	m ²
	※延べ面積	m ²	完成年月	平成 年 月
	※建築確認番号	第 号	※については、必要に応じて御記入ください。	
応募者	住所	〒 -		
	氏名	ふりがな		
	電話番号	() -		
	区分	<input type="checkbox"/> 自薦 • <input type="checkbox"/> 他薦 (<input type="checkbox"/> 被推薦者同意あり)		
応募理由	○あなたが推薦又は応募する理由を御記入ください。 <small>(良好な景観形成のためにどのような点を工夫したかできるだけ詳細にお書きください。)</small>			

(欄内に書ききれない場合は、別の用紙に記載してください。)

[応募写真貼付用紙]



- 外観と周辺のまちなみが良くわかるカラー写真を2～4枚
こちらを上にして枠の中に貼り付けてください。
- 応募写真の著作権及び著作権は、高松市に帰属します。
また、応募いただいた写真は、お返しできませんので御了承ください。
- 郵送される方は、貼り付けず同封していただいてもかまいません。

平成31年度『高松市美しいまちづくり賞』応募用紙

【活動部門】

活動の状況について	活動区分	<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> 団体		
	活動名			
	主な活動場所	高松市		
	活動開始年月	昭和・平成 年 月		
	活動参加人数	人		
	活動の内容 <small>(欄内に書ききれない場合は、別の用紙に記載してください。)</small>			
活動団体等の状況について	個人又は団体名			
	居住地又は所在地	〒 -		
	団体情報 <small>(団体のみ記入)</small>	団体設立年月	昭和・平成 年 月	
		代表者	住所	〒 -
		氏名		
応募者	住所	〒 -		
	氏名	ふりがな		
	電話番号	() -		
	区分	<input type="checkbox"/> 自薦 ・ <input type="checkbox"/> 他薦 (<input type="checkbox"/> 被推薦者同意あり)		
応募理由 <small>(欄内に書ききれない場合は、別の用紙に記載してください。)</small>	○あなたが推薦又は応募する理由を御記入ください。 <small>(活動のきっかけ、内容、成果、その他良好な景観形成に寄与していると思われる点などをお書きください。)</small>			

[応募写真貼付用紙]



- 外観と周辺のまちなみが良くわかるカラー写真を2～4枚
こちらを上にして枠の中に貼り付けてください。
- 応募写真の著作権及び著作権は、高松市に帰属します。
また、応募いただいた写真は、お返しできませんので御了承ください。
- 郵送される方は、貼り付けず同封していただいてもかまいません。

平成 31 年度高松市美しいまちづくり賞選考要領（案）

《対象者の範囲》

- 1 美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる市内に存する建築物、工作物又は広告物の所有者、設計者又は施工者
- 2 美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体

《対 象》 ※選考要領③

- 1 高松市内にある平成 23 年 4 月 1 日以降に新築、増築、改築又は改装した建築物又は工作物若しくは表示、設置した広告物で、次のいずれかの条件を満たすもの
 - (1) まちの景観づくり及び新しい都市景観の創造に貢献していること。
 - (2) 伝統的なまちなみ景観及び自然景観の保全に貢献するとともに、それらと調和していること。
 - (3) その他、優れた都市景観の形成に貢献していること。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日以降において、美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体で、次のいずれかの条件を満たすもの
 - (1) 美しいまちづくりに関する活動を行い、又は参画することにより、美しいまちづくりに関する市民の意識の高揚に寄与していること。
 - (2) 地域の特性に十分に配慮して、まちなみの整備若しくは当該整備に係る計画又は設計を行っていること。
 - (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等の策定等に主体的に参加していること。
 - (4) 2 年以上継続して、地域の個性豊かな美しいまちづくり又は自然景観を保全する活動を行っていること。
 - (5) その他、これらに準ずると認められる活動を行っていること。

《選考方法》 ※選考要領①・選考要領②

- 1 高松市美しいまちづくり賞第 1 次選考について
応募作品等（建築物等・活動等に関するもの）について、高松市美しいまちづくり審議会委員において事前に審査し、第 2 次選考候補を選出する。
下記選考手順により（建築物・工作物・広告物 約 9 点、活動等 約 2 点）を選出する。
 - (1) 各委員において、選考審査表に、選考基準に該当すると思われる作品等（建築物・工作物・広告物 9 点、活動等 2 点）に○をつける。
 - (2) 事務局で選考審査表の集計を行い、（建築物・工作物・広告物上位 9 点、活動等上位 2 点）を決定する。
- 2 高松市美しいまちづくり賞第 2 次選考について（最終選考）
高松市美しいまちづくり審議会において、第 1 次選考で選出された作品等のうち、建築物・工作物・広告物については現地審査を行ったうえで、審議会委員の協議により原則 7 点を入選作品として決定する。活動等については、審議会委員の協議により入選作品を決定する。

今後のスケジュール

内容		平成30年					平成31年												平成32年			
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			
美しいまちづくり審議会		◎	8月22日開催														◎	11月中旬開催				
募集・選考要領の成案化		➡																				
募集関連	事前周知期間 (H30.10~H31.7)		➡																			
	募集期間 (H31.8.1~H31.9.30)																			➡		
	広報たかまつ掲載			◇	10月1号掲載					◇	4月1号掲載									◇	8月1号掲載	
	関係団体への 周知・協力依頼			➡						➡										➡		
	ホームページ公表			➡																		
	コミュニティセンター (応募用紙等配備)			➡																		
選考関連	第1次選考 (H31.10月中旬~下旬)																			➡		
	第2次選考(最終選考) (※審議会開催)																			◇		
	表彰式 (H32.1月予定)																				☆	